

【注】

○以下はイメージであり、個別の項目がどの分類に位置付けられるかは、確定的なものではない
 ○ここにいう「基本的事項」、「望ましい事項」及び「ベンチマーク事項」は法的拘束力を有するものではないが、個人情報保護法が適用される場合には、同法に従い対応する必要がある。例えば、同法上、同意取得の方法については、「事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなくてはならない」とされており（個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成28年11月策定。令和7年4月一部改正個人情報保護委員会。）2-16参照。）、事案に応じて適切な同意取得の方法を検討する必要がある。また、「偽りその他不正手段」により個人情報を取得してはならないとされており（同法第20条第1項）、「不正の手段」には、「偽り」のほかにも、不適法な又は適正性を欠く方法や手続も含まれ、具体的な判断については、事案ごとに同法その他の法令の趣旨や社会通念に委ねられると解されている（園部逸夫ほか『個人情報保護法の解説 第三次改訂版』（令和4年、ぎょうせい）161頁）

SPSIの記載		整理イメージ
3 1.1. 総則		
4 1.2. アプリケーション提供者等における取組		
5 （アプリケーション提供者及び情報収集モジュール提供者）		
6 1.2.1. アプリケーション提供者の取組		
7 «期待される役割»		
8 ● アプリケーション提供者は、利用者情報を取得する場合、自身の利用者情報の取扱いに責任を負っていると考えられる。		基本的事項
9 ● アプリケーション提供者は、アプリケーションを提供する場合において、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが望ましい。		基本的事項
10 ● アプリケーションに組み込む情報収集モジュールに関しても、自己の意思で組み込み、情報収集モジュールから利益を得ている場合もあることから、情報収集モジュールの組み込みにあたって上記の点に十分に配慮するとともに、情報収集モジュールの透明性の確保や利用者関与の機会を確保することができるよう、情報収集モジュール提供者と協力することが望ましい。		基本的事項
11 ● 利用者情報を取得しないアプリケーション提供者においても、利用者に対し、利用者情報を取得していない旨等を、あらかじめ通知又は公表することが望ましく。		望ましい事項
12 また、そのアプリケーションに組み込まれた情報収集モジュールにより利用者情報の取得が行われる場合は、その旨をあらかじめ通知又は公表し、オプトアウトの機会を提供することが望ましい。		基本的事項
13 «具体的な取組内容»		
14 1.2.1.1. プライバシーポリシーの作成		
15 ● アプリケーション提供者は、個別のアプリケーションについて、以下の①から⑩までの事項について明示するプライバシーポリシーをアプリケーションごとに日本語であらかじめ作成し、利用者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることが望ましい。		基本的事項
16 ① アプリケーション提供者の氏名又は名称及び連絡先等		
17 ● アプリケーション提供者の氏名又は名称及び連絡先等を記載することが望ましい。		基本的事項
18 ② アプリケーション提供者が取得する利用者情報の項目等		
19 ● アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、スマートフォン外部への送信等により取得する旨を記載するとともに、その取得する利用者情報の項目・内容を列挙することが望ましい。		基本的事項
20 また、アプリケーション提供者が利用者情報を取得しない場合は、その旨を記載することが望ましい。		望ましい事項
21 ● アプリケーション提供者は、アプリケーションの主要な機能に関係する情報にのみアクセスする、アプリケーションの実行に必要な情報に限って収集及び使用するなど、利用者情報の取扱いは、その利用目的との関係において適切で関連性があり、かつ、必要最小限の範囲とすることが望ましい。		基本的事項
22 ③ アプリケーション提供者による取得方法		
23 ● アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者の入力によるものか、アプリケーションがスマートフォン内部の情報を自動取得するものか等取得方法を明確に示すことが望ましい。		望ましい事項
24 ④ 利用目的の特定・明示		
25 ● アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者情報を、アプリケーション自体の利用者に対するサービス提供（提供するサービス概要を簡単に記載する等）のために用いるのか、広告配信・表示やマーケティング目的のために取得するのか、それ以外の目的のために用いるのかを明確に記載することが望ましい。		基本的事項
26 ● アプリケーション自体が利用者に提供するサービス以外の目的のために利用する場合については、利用者が利用目的や利用方法を容易に想定できないことから、利用目的と取得する利用者情報の項目の関係について丁寧な説明を行うことが望ましい。		望ましい事項
27 ● 広告配信・表示やマーケティング目的のために利用者情報の取得を行なう場合には、適切にその目的を明示することが望ましい。		基本的事項
28 利用者に対してターゲティング広告等の配信を行なう場合にはその旨記載することが望ましい。		基本的事項
29 ● 利用者に関する行動・関心等の情報を分析するいわゆるプロファイリングを行う場合には、どのような取扱いが行われているかを利用者が予測・想定できる程度に利用目的を特定するとともに、かかる分析処理を行うことを含めて利用目的を特定することが望ましい。		基本的事項
30 ● 現段階では利用目的が明確ではなく、将来的な活用を見込んで利用目的の範囲を定めず様々な利用者情報を取得することは、必ずしも利用目的が特定されているとはいえないため、想定される利用目的の範囲をできるだけ特定し利用者に通知又は公表あるいは同意取得をした上で、その範囲で情報を取得し取り扱うことが望ましい。		基本的事項
31 ⑤ 第三者提供、外国の第三者に対する提供、共同利用及び情報収集モジュールに関する記載事項		
32 【第三者提供に関する記載事項】		
33 ● アプリケーション提供者が取得した利用者情報を第三者提供する場合（第三者が当該情報にアクセスする権限を付与する場合を含む。）、第三者への提供を利用目的とすること及び第三者に提供される利用者情報の項目等を明確にプライバシーポリシーに記載することが望ましい。		基本的事項
34 【外国の第三者等に提供する場合の記載事項】		
35 ● 外国にある第三者や委託先、共同利用相手へ利用者情報を提供する場合には、外国にある第三者等への提供を利用目的とすること、提供される利用者情報の項目及び提供先の第三者等の所在国の名称等をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。		基本的事項
36 【共同利用する場合の記載事項】		
37 ● アプリケーション提供者が、特定の者と利用者情報を共同利用する場合には、①共同利用をする旨、②共同利用される利用者情報の項目、③共同して利用する者の範囲、④利用する者の利用目的、及び⑤当該利用者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称及び連絡先を明確にプライバシーポリシーに記載することが望ましい。		基本的事項
38 【情報収集モジュール等に関する記載事項】		
39 ● 情報収集モジュール提供者の提供する情報収集モジュール（以下単に「情報収集モジュール」という。）が組み込まれていない場合は、アプリケーション提供者以外の第三者が情報収集モジュールを用いて利用者情報を取得しない旨をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。		望ましい事項

40	● アプリケーション提供者が情報収集モジュールを組み込む場合、アプリケーションを通じた情報収集の実態について明らかにする上で、アプリケーション提供者は、自らが組み込んでいる情報収集モジュールを用いたサービスの名称、提供者等の基本的な情報について、利用者に対して説明することが望ましい。	基本的事項
41	● 具体的には、アプリケーション提供者は、アプリケーションに情報収集モジュールを組み込んでいる場合、アプリケーションのプライバシーポリシーにおいても、	
42	①組み込んでいる情報収集モジュールの名称、	基本的事項
43	②情報収集モジュール提供者の名称	基本的事項
44	（外国にある第三者の場合はその国名）、	望ましい事項
45	③取得される利用者情報の項目、④利用目的、⑤情報収集モジュール提供者による情報利用の有無（ある場合はその目的）、	基本的事項
46	⑥第三者提供・外国の第三者への提供・共同利用の有無等について情報収集モジュールごとに記載するとともに、	望ましい事項
47	各情報収集モジュール提供者のプライバシーポリシーにリンクを張るなどして容易に参照できるようにすることが望ましい（情報収集モジュール提供者のプライバシーポリシーが日本語でない場合、アプリケーションのプライバシーポリシーにおいてその概要を明示する）。	望ましい事項
48	なお、その際、情報収集モジュールによりスマートフォン外部に利用者情報が送信される旨が分かるようにプライバシーポリシーに記載し、利用者の求めに応じて情報送信の停止（オプトアウト）の機会を提供することが望ましい。	基本的事項
49		
50	⑥ 同意取得の方法及び利用者関与の方法	
51	● 同意取得の方法：同意取得の対象となる利用者情報の範囲・取扱方法等についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい。	望ましい事項
52	また、同意取得の方法がダークパターンとならないよう留意することが望ましい。	基本的事項
53	➢ 利用者情報の取扱いについて同意しなければ利用することができない機能と、同意をせずとも利用することができる機能がある場合には、同意を取得する前に明示するとともに、あらかじめ同意をしない選択肢も提示することが望ましい。	望ましい事項
54	● 利用者関与の方法：利用者情報の取得・利用を中止する方法等をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。	基本的事項
55	➢ アプリケーション提供者による利用者情報の取得・利用を中止してほしい場合に、アプリケーションそのものをアンインストールする以外に方法がないときは、その旨プライバシーポリシーに記載することが望ましい。	望ましい事項
56	➢ アプリケーションを使用しながら、アプリケーション提供者による利用者情報の取得が中止される方法がある場合、又は利用者情報の取得は継続されるがその利用が中止される方法がある場合には、そのいずれであるかが分かることとしてプライバシーポリシーに記載することが望ましい。	望ましい事項
57	➢ 利用者情報の取得・利用を中止することにより利用することができなくなる機能がある場合には、利用できなくなる範囲について明示することが望ましい。	望ましい事項
58	➢ プロファイリングを含むアプリケーション提供者による利用者情報の取扱いに異議がある場合に、その旨アプリケーション提供者へ申し立てる方法についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい。	望ましい事項
59	⑦ 問合せ窓口	
60	● アプリケーション提供者が利用者情報を取得する場合に、利用者情報の取扱いに関する問合せ窓口の連絡先等（電話番号、メールアドレス、問い合わせフォーム等）をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。	基本的事項
61	⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続	
62	● プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法等を記載することが望ましい。	望ましい事項
63	⑨ 利用者の選択の機会の内容、データポータビリティに係る事項	
64	● 利用者情報の取得・利用の停止を利用者が求めることができるか否かをプライバシーポリシーに記載するとともに、停止を求める方法や	基本的事項
65	停止後にアプリケーションを継続して利用することができるかについて記載することが望ましい。	望ましい事項
66	● データポータビリティを確保している場合には、利用者情報の移転を行う方法や、移転先の条件についてプライバシーポリシーに記載することが望ましい。	ベンチマーク事項
67	⑩ 委託に関する事項	
68	● 利用者情報の委託を行う場合には、委託を行う情報の内容や委託先、委託の目的をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。	望ましい事項
69	【補足】	
70	プライバシーポリシーは、基本原則に定められた「透明性の確保」や「利用者関与の機会の確保」等を実現するための中核となる手段である。そのため、アプリケーション提供者の取組として、まずプライバシーポリシーの具体的な作成項目を示している。	
71	様々な利用者情報が大規模に蓄積されるスマートフォンにおいては、アプリケーションのプライバシーポリシーについては原則として企業全体のプライバシーポリシーやアプリケーションの利用規約と別に策定されることが望ましい。また、アプリケーションのプライバシーポリシーを策定する際には、企業全体のプライバシーポリシーや当該アプリケーションの利用規約との整合性について確認し、必要に応じて調整を行うことが期待される。	
72	なお、利用者から観察際に、利用者情報の取得がされないためプライバシーポリシーを作成・公表していないのか、取得がされているにもかかわらず作成・公表していないのか不明確であると利用者が不安になる可能性があるため、利用者が自らの利用者情報の取扱いに関する情報を十分に得て、アプリケーションの利用に関し適切に判断し、行動することを支援するという本指針の趣旨に鑑み、利用者情報をアプリケーション提供者が取得していない場合においてプライバシーポリシーを通知又は公表することが望ましい。具体的には、アプリケーション提供者が利用者情報を取得していない場合には、①、②、⑦及び⑧を記載したプライバシーポリシーへのリンクを張る、又はアリストアのアプリケーション紹介文において記載するか、アリストアのアカウント登録時に記載するかとして公表することが考えられる。	
73		
74	1.2.1.2. プライバシーポリシー等の運用	
75	（1） 通知・公表又は同意取得の方法	
76	【一般的な取扱い】	
77	● アプリケーション提供者は、プライバシーポリシーを定め公表するとともに、アプリケーションをダウンロード又は利用開始しようとする者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることが望ましい。	基本的事項

	● アプリケーションをダウンロード又は利用開始しようとする者がスマートフォンの画面上で容易に理解できるように、プライバシーポリシーの分かりやすい概要を作成して利用者が容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張るなど、利用者にとって分かりやすい方法で示されることが望ましい（概要から詳細なプライバシーポリシーへリンクを張る方法なども有用である）。	望ましい事項
78	● プライバシーポリシーによる通知又は公表あるいは同意取得は、原則として利用者がアプリケーションをダウンロード又はインストールあるいは利用開始しようとする前に行うことが望ましく、それらの時点で行うことが難しい場合には、初回起動時に処理が実行される前に行うことが望ましい。	望ましい事項
79	● 特に同意取得を要する利用者情報については、アプリケーションをダウンロード又はインストールあるいは利用開始する前、初回起動時に処理が実行される前など、当該情報を取得するための処理が実行される前に同意取得が行われるように設計することが望ましい。	基本的事項
80	● アプリケーションに関するOSによるパーミッションは一般にアプリケーションがどのような情報にアクセスするかを示しているが、利用目的やスマートフォン外部への送信・第三者提供・共同利用の有無等の項目の記載がない場合には、OSによるパーミッションのみでは本項に示す通知又は公表あるいは同意取得として十分ではない。OSによるパーミッションが表示される際に別途アプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーのリンク先を示すなどの方法により通知又は公表を行うか、必要に応じて個別の情報に関する同意取得等を行うことが望ましい。	ベンチマーク事項
81		
82	【同意取得等を要する利用者情報の取扱い】	
83	● アプリケーション提供者による、プライバシー性が高いと考えられる利用者情報の取得又は利用のうち、現状の利用実態を踏まえ代表的なものの取扱いについて、以下のとおり個別に対応することが望ましい。	
84	① 個人情報を含む電話帳情報 アプリケーションが提供するサービスの目的に応じ必要とされる範囲（フィールド）を限定するとともに、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい。	望ましい事項
85	② センシティブ情報 不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する情報を収集する場合については、取得する情報の項目を明示した上で、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい。また、プロファイリングによりセンシティブ情報を予測・生成する行為は、センシティブ情報の取得につながるおそれも否定できないと考えられることから、原則として実施しないこととし、実施する場合には、利用者本人に対して個別の同意取得を行うことが望ましい。	基本的事項
86		望ましい事項
87	③ こどもの利用者情報 こどもが利用する可能性があるサービスを企画・開発する際には、こどものプライバシーを高い水準で確保するための適切な措置を講じることが望ましい。例えば、プライバシーポリシーを簡潔で目立つように、利用者の年齢に適した明確な表現で記載したりすることが考えられる。また、特に低年齢のこどもに関する利用者情報の取扱いに当たっては、事前に法定代理人等から個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい。さらに、こどもの利用者情報のプロファイリングに基づくターゲティング広告の表示は実施しないことが望ましい。	望ましい事項
88	④ 利用者行動のトラッキング 利用者は、端末やアプリケーション等によって提供される広告ID等の識別子に関連付けられることがあり、これらの識別子を他の情報と組み合わせることで、特定の個人の識別性を獲得する可能性があると考えられること、また、特定の個人の識別性は獲得しないものの利用者に対するプロファイリングが可能となることから、プライバシー侵害を回避する観点又は利用者利益の保護の観点から、事業者横断的なトラッキングを実施するために利用者情報を取得する際には、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい。	望ましい事項
89	⑤ 契約者・端末固有IDなど、契約や端末に対して一義的に指定・作成され、利用者側で変更が困難であるが、幅広い主体により利用される可能性があるものがIDなどの情報を取得するアプリケーション提供者等において特定の個人の識別性を有する情報と結びつきうる形で利用される場合 同一IDの上に様々な情報が時系列的に蓄積し得ることと、当該アプリケーション提供者等又は第三者において特定の個人の識別性を有する可能性があることから、個人情報保護法への抵触やプライバシー侵害の可能性を考慮し、個人情報に準じた形で取り扱うことが望ましい。具体的には、取得される項目及び利用目的を明確に記載し、その目的の範囲内で適正に扱うこととすることが望ましい。	基本的事項
90	⑥ GPSなどによる位置情報は、アプリケーションが提供するサービスの提供又は機能に直接関連する場合にのみ取得することが望ましい。また、アプリケーション提供者は、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うとともに、	基本的事項
91	取得する位置情報の粒度や、取得する条件について利用者が設定可能とするなど、取扱いに留意することが望ましい。	望ましい事項
92	⑦ 通信内容・履歴、メール内容・送受信履歴等の通信履歴の取得 通信相手等の特定の個人の識別性を有する場合があること、及び通信の内容を含むプライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい。	基本的事項
93	⑧ スマートフォンのアプリケーションの利用履歴やスマートフォンに保存された写真・動画 アプリケーションによるサービス提供のために必要な範囲で用いられる場合を除き、プライバシー侵害を回避する観点から、個別の情報に関する同意取得を行うことが望ましい。また、アクセス範囲の限定等の設定を可能にするなど、取扱いに留意することが望ましい。	望ましい事項
94		
95	【補足】	
96	1. プライバシーポリシー等の運用	
97	プライバシーポリシーにより、利用者に対し、利用者情報の取得等に関して説明することは、アプリケーション提供者が社会の信頼を確保するために重要である。	
98	個人情報の保護に関する基本方針では、プライバシーポリシー等を策定・公表することにより、「個人情報を目的外に利用しないことや苦情処理に適切に取り組む等を宣言するとともに、事業者が関係法令等を遵守し、利用目的の通知・公表・開示等の個人情報の取扱いに関する諸手続について、あらかじめ、対外的に分かりやすく説明することが、事業活動に対する社会の信頼を確保するために重要である」ことが示されている。	
99	さらに、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインにおいては、「電気通信事業者は、アプリケーションソフトウェア（以下「アプリケーション」という。）を提供する場合において、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表することが適切である」ことが定められており、事業者単位でのプライバシーポリシーではなく、アプリケーション単位でプライバシーポリシーを定め、公表することが示されている。	
100	こうした観点により、1.2.1.1.プライバシーポリシーの作成において、具体的なプライバシーポリシーの項目を示しているが、プライバシーポリシーは、あくまでも手段であり、適切に運用されて初めて、利用者の信頼を得ることができるとともに、アプリケーション提供者の関係法令等の遵守に資するものである。そこで本節では、プライバシーポリシー等の運用に関わる具体的な取組を示した。	
101		
102	2. プライバシーポリシーの掲示場所等	
103	プライバシーポリシー等を適切に運用し、透明性を高めるためには、利用者が容易にプライバシーポリシーを確認できることが重要である。そのような観点から、容易に参照できる場所に掲示又はリンクを張ることを求めている。	
104		
105	3. 通知・公表又は同意取得のタイミング	

106	まず、アプリケーションをダウンロード又は利用開始した後にプライバシーポリシーを確認した場合、既に利用者情報が取得されている可能性があるため、利用者がアプリケーションをダウンロード又は利用開始する前に通知又は公表することが望ましい。なお、原則としてアリストアのアプリケーション紹介ページにプライバシーポリシーへのリンクを張ることが考えられるが、一方で、アプリケーションの利用開始後に利用者がプライバシーポリシーを容易に確認することを可能とするため、アプリケーション内にもプライバシーポリシーを掲示することが望ましい。	
107		
108	4. 同意取得等を要する利用者情報の取扱い	
109	「プライバシー情報の収集について、本人の同意がある場合や、収集方法等に照らして定型的に推定的同意があると認められる場合には、人格的自律ないし私生活上の平穏を害する態様で収集されたということはできない」（東京地判平成22年10月28日 客室乗務員DB事件）といった裁判例など、プライバシー性の高い情報を取得・利用・提供する場合、本人の同意があればプライバシー権侵害に当たらない場合がある。そのような観点から、アプリケーション提供者等がプライバシー性の高い利用者情報を取得する場合又はプライバシー性の高い態様で利用者情報を利用する場合には、個別の取得・利用に関する同意を取得する上でよりプライバシー侵害を回避しうる。	
110	有効な同意と認められるかは、事案に応じて検討が必要である。例えば、アプリケーションに関するOSによるパーミッションにより「アプリケーションが当該情報にアクセスする権限」に対する許諾を得たとしても、「利用目的」、「利用者情報の外部送信」及び「第三者提供」について説明がない場合には、単体では第三者提供に係る同意取得の条件を満たしているとはいえないとの指摘がある。	
111		
112	(2) 利用者関与の方法	
113	● 利用者情報が、プライバシーポリシーに反して、取得され又は取り扱われていることが明確である場合などについて は、利用者からの申出を受け利用の停止又は消去を行うことが望ましい。また、その手段についてプライバシーポリシーへ記載するなど、利用者にとって参照しやすい方法で情報提供されることが望ましい。	基本的事項
114	● 利用者が利用者情報の範囲・取扱方法について同意した場合であっても、その同意の後に、簡単にアクセスでき、かつ、分かりやすい方法で当該同意の撤回などができる機会を提供し、また、同意の撤回方法をプライバシーポリシーに記載することが望ましい。	望ましい事項
115	● ダークパターンを回避するため、同意を取得する場合と同程度の操作により同意の撤回画面へアクセスできるように することが望ましい。	望ましい事項
116	(3) アプリケーションの更新等によるプライバシーポリシーの変更	
117	● アプリケーションの更新等によりプライバシーポリシーを変更する場合は、利用者に対し、通知することが望ましい。	基本的事項
118	● アプリケーションの更新等によりプライバシーポリシーに定めた利用目的から関連性を有すると合理的に認められる範 囲を超えて利用目的が変更となる場合には、利用者から同意を取得することが望ましい。	基本的事項
119	● なお、アプリケーションの更新等により、当初の同意取得の対象であった利用者情報の範囲・取扱方法が変更され る場合には、元の利用者情報の範囲・取扱方法について、利用者との間での合意が成立しているため、利用者から同 意を取得することが必要となる。	望ましい事項
120	1.2.1.3. 苦情相談への対応体制の確保	
121	● 利用者情報を取得するアプリケーション提供者は、利用者情報の取扱いに関する苦情や相談の適切かつ迅速な 処理に努める。具体的には、苦情相談の窓口・連絡先を設置するなど必要な体制の整備に努めることが望ましい。	基本的事項
122	[情報収集モジュールを組み込む場合の取扱い]	
123	● アプリケーション提供者は、利用者から、情報収集モジュール提供者による利用者情報の取扱いに関する苦情相 談があった場合であって、自らその苦情相談を処理することができないときは、情報収集モジュール提供者の相談窓 口・連絡先に利用者を誘導することが望ましい。	望ましい事項
124		
125	1.2.1.4. 適切な安全管理措置	
126	● 取り扱う利用者情報が漏えい、滅失又はき損の危険にさらされることがないように、利用者情報の安全管理のため に必要かつ適切な措置を講じることが望ましい。	基本的事項
127	● 利用目的に必要な期間に限り保存し、目的達成等により不要となった際には、適切に消去することが望ましい。	基本的事項
128	● 利用者がアプリケーションをアンインストール等したこと又は一定期間利用していないことが判明した後のデータの保 存期間、その後の処理等についてあらかじめ定めておくことが望ましい。	望ましい事項
129	● 利用者情報を取得するアプリケーション提供者が、利用目的の達成に必要な範囲において、利用者情報の取扱 いの全部又は一部を外部委託する場合は、委託先における利用者情報の取扱いの安全管理についても監督するこ とが望ましい。	基本的事項
130	1.2.1.5. アプリケーションの開発時における留意事項	
131	● アプリケーション提供者は、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるように、アプリケーションの企画 及び設計の段階から、当該アプリケーションにおける利用者情報の取り扱われ方について検討し、適切な仕組みをア プリケーションに組み込むことが望ましい。アプリケーション提供者がアプリケーションの開発を委託する場合、委託先とともに 利用者情報の取扱いに関する要求事項を整理し、当該要求事項がアプリケーションに組み込まれるよう指示し、監督 することが望ましい。加えて、アプリケーション提供者は、あらかじめプライバシーポリシーを作成するとともに、委託先から のアプリケーションの納品を受ける際に、プライバシーポリシーの記載事項とアプリケーションの挙動が一致するかを検証す ることが望ましい。	望ましい事項
132	1.2.1.6. ダークパターン回避の対応	
133	● 利用者利益の保護を図るために、サービスの利用者を欺いたり操作したりするような方法又は利用者が情報を得た 上で自由に決定を行う能力を実質的に歪めたり損なったりする方法で利用者情報の取扱いを行わないことが望ましい [48]。	基本的事項
134	【補足】	
135	ダークパターンの具体的な事例は、例えば以下の場合が考えられる。	
136	・ アプリケーションの利用開始後に利用者情報の取得・利用をオプトアウトすることが可能であるにもかかわらず、利用 開始時には同意を拒否する選択肢が提示されず、デフォルトで同意することとなっている場合。	
137	・ 同意を取得する場合の操作に比べ、同意を撤回する場合の操作が煩雑になっている場合、又は同意を撤回する 方法に容易に到達することができない場合。	
138	・ 同意の取得画面において、同意ボタンが目立つように表示されており、拒否するボタンが表示されていない又は目立 たない形で表示されている場合。	
139	・ 利用者が一度拒否したにもかかわらず、同意が得られるまで繰り返し同意取得画面を掲出する場合。	
140	・ 同意の取得画面又はその直前の画面において、利用者情報の取得・利用に同意することによるメリット又は同意し ないことによるデメリットのみを強調し、同意へ誘導している場合。	
141	・ 同意取得時に、利用者に対して金銭等のインセンティブを提示することにより、同意へ誘導している場合。	
142	・ 同意取得時に、後で同意を撤回する方法が用意されている旨説明していたにもかかわらず、実際には同意を撤回 する方法が用意されていない場合。情報の取得範囲を利用者が設定できるようにしている場合において、より多くの情 報を取得する選択肢がデフォルトで選択されている場合。	

143		
144	1.2.1.7. 電気通信事業法への対応	
145	● 通信の秘密に該当する利用者情報の取扱いについては、電気通信事業法第4条において、電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は侵してはならないこととされている点に留意が必要である。	法令事項
146	● 総務省告示により指定された電気通信事業者においては、特定利用者情報の取扱いについて、情報取扱規程の策定・届出、情報取扱方針の策定・公表等の対応を行わなければならない。詳細については、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインを参考すること。	法令事項
147	● メッセージ媒介サービス、SNS、検索サービス、ホームページの運営等の対象となる電気通信役務を営んでいる電気通信事業者は、利用者に関する情報を利用者の端末の外部に送信させる場合には、送信される情報の内容や送信先、利用目的等について通知、公表、本人同意の取得又はオプトアウト措置を行わなければならない。詳細については、電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインを参考すること。	法令事項
148	● 本人同意の取得及びオプトアウト措置については、必ずしも法令上の義務が課されるものではないが、利用者関与の機会の確保の観点からは、本指針を参考に対応することが望ましい。	望ましい事項
149	1.2.2. 情報収集モジュール提供者の取組	
150	«期待される役割»	
151	● 情報収集モジュール提供者は、利用者情報を取得する場合、自身の利用者情報の取扱いに責任を負っていると考えられる。	基本的事項
152	● 加えて、情報収集モジュール提供者は、情報収集モジュールの挙動や取得した情報の利用に一義的に関与していることから、情報収集モジュールの利用者情報の取扱いに関する透明性等が確保されるようアプリケーション提供者を支援することが期待される。	望ましい事項
153	«具体的な取組み内容»	
154	1.2.2.1. プライバシーポリシーの作成	
155	● スマートフォンから利用者情報を収集する情報収集モジュール提供者は、1.2.1.1を踏まえ、プライバシーポリシーを作成することが望ましい。その際、1.2.1.1の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と、「アプリケーション」を「情報収集モジュール」と読み替えるものとする。	別途要検討(読み替え)
156	1.2.2.2. プライバシーポリシーの運用等	
157	● 1.2.1.2を踏まえて、プライバシーポリシーの運用等を実施することが望ましい。その際、1.2.1.2の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と読み替えるものとする。	別途要検討(読み替え)
158	● ただし、アプリケーションの利用者に対する通知又は公表あるいは同意取得に関しては情報収集モジュール提供者自身が実施することは困難だと考えられ、アプリケーション提供者を介して行われることが想定されるため、情報収集モジュール提供者は、関連する内容を含むプライバシーポリシーを公表し、アプリケーション提供者へ通知することが望ましい。	望ましい事項
159	● アプリケーションの利用者から、情報収集モジュール提供者に対し、取得した利用者情報に関する問合せ又は取得した利用者情報の消去等の申出があった場合、必要に応じてアプリケーション提供者と協力し、これに応じることが望ましい。	望ましい事項
160	● プライバシーポリシーの内容について変更があった場合は、プライバシーポリシーを更新するものとし、プライバシーポリシーの内容について重要な変更があった場合には、プライバシーポリシーを更新し、公表するとともに、アプリケーション提供者へ通知することが望ましい。	望ましい事項
161	1.2.2.3. 苦情相談への対応体制の確保、適切な安全管理措置及びダークパターン回避の対応	
162	● 苦情相談への対応体制の確保及び安全管理措置については、1.2.1.3、1.2.1.4及び1.2.1.6を踏まえて取り組むことが望ましい。	望ましい事項
163	1.3. 他の関係事業者等における取組	
164	● 適切な取扱いや利用者における安全・安心の向上のために、アプリケーション提供者等以外の関係事業者等についても、基本原則等を考慮しつつ、以下のような取組をそれぞれの立場で、また相互に協力しつつ進めることができることを望ましい。	
165	1.3.1. アプリストア運営事業者、OS提供事業者	
166	● アプリストア運営事業者は、アプリケーション提供者等において、「1.2アプリケーション提供者等における取組」で取り組むことが望ましいとされている事項が実施されているか確認することが望ましい。	望ましい事項
167	● アプリストアへのアプリケーションの登録審査時に本指針を踏まえた基準等を作成し、あらかじめ公表することが望ましい。	望ましい事項
168	● アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して適切なフィードバックを行うことが望ましい。	法令事項
169	● アプリストアの個別のアプリケーションページ上にプライバシーポリシーや取得される情報の概要等の表示場所を提供する、表示すべき事項や標準的なアイコンを示すなど、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援することが望ましい。	望ましい事項
170	● 説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応（アプリストアから削除する等）を実施するとともに、連絡通報窓口を設置することが望ましい。	望ましい事項
171	● OSによるパーミッションがある場合、利用者に分かりやすい説明を行う努力を継続する。目的に応じ注意すべきパーミッション等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討することが望ましい。	望ましい事項
172	● 必要に応じ関係事業者や業界団体等とも協力しつつ、アプリケーション提供者等に対し啓発活動を進めることが望ましい。	望ましい事項
173	【補足】	
174	アプリストアにおいて、仮にプライバシー侵害を行なうアプリケーションが多数販売されているような場合、アプリストア運営事業者は、ユーザーに対して注意喚起その他の義務を負うと解される可能性があることから、アプリケーション提供者等に対する、各種取組を行うことが望ましい。	
175	なお、アプリストアやOSの利用規約等において専属的合意管轄裁判所を国外の裁判所とし、準拠法を外国法としている場合においても、消費者である利用者からの訴訟提起の際や、不法行為に基づく請求の際に、日本の裁判所に国際裁判管轄が認められ、準拠法を日本国法とされる可能性があることは既に述べたとおりである。	
176	1.3.2. 移動体通信事業者・端末製造事業者	
177	● スマートフォン販売時等に、既存チャンネルを通じて利用者に必要事項を周知することが望ましい。（例えば、従来の携帯電話との違い、情報セキュリティやプライバシー上留意すべき点等の周知等）	望ましい事項
178	● 移動体通信事業者のアプリストアにおいて、アプリケーション提供者等に対し、適切なプライバシーポリシー等の作成・公表等の対応を促すことが望ましい。プライバシーポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリケーション提供者等に対し、適切な対応を行うように支援するとともに、必要に応じ関係事業者や団体等とも協力しつつ、アプリケーション提供者等に対し啓発活動を進めることができることを望ましい。	望ましい事項
179	● 移動体通信事業者のアプリストアにおいて、説明や情報取得の方法が適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応（アプリストアから削除する等）を実施するとともに、連絡通報窓口を設置することが望ましい。	望ましい事項
180	● 今後「利用者」として増加する可能性があるのは、現在スマートフォンを使いこなしている層に加えて、ICTリテラシーに乏しい消費者、高齢者等と考えられることから、移動体通信事業者はリテラシーに応じたスマートフォンの機器やサービス設計、周知啓発活動を端末製造事業者との協力も考慮しつつ検討することが望ましい。	望ましい事項

181	【補足】	
182	電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインでは、「電気通信事業者は、アプリケーションを提供するサイトを運営する場合において、当該サイトにおいてアプリケーションを提供する者に対して、当該アプリケーションによる情報の取得等について明確かつ適切に定めたプライバシーポリシーを公表するよう促すことが適切である」と定められており、各関係者の取組の促進に資することが期待される。	
183	1.3.3. その他関係する事業者等	
184	● 独自の基準に基づきアプリケーションの推薦等をしているアプリケーション紹介サイトやアプリケーションに関する広告は、利用者がアプリケーションを認知し、選択する際に影響力を有する情報源となる場合がある。	望ましい事項
185	● アプリケーション紹介サイト運営者、アプリケーションを通じて取得された利用者情報を用いて広告に関する事業を行う者など関係する事業者は、可能な限りプライバシーポリシー概要の掲載等を検討したり、説明や利用者情報取得、第三者提供等の方法が適切でないアプリケーションが判断した場合の対応を検討するなど、基本原則や指針等を参考しつつ、望ましい取組を協力して進めることが期待される。	望ましい事項
186	1.4. セキュリティの確保に係る取組	
187	1.4.1. アプリケーション提供者等	
188	1.4.1.1. アプリケーション提供者	
189	【セキュリティ・バイ・デザインを確保するための取組】	
190	● アプリケーション提供者は、アプリケーションの開発時には、セキュリティが適切に確保されるよう、アプリケーション企画及び設計の段階から、当該アプリケーションにおけるセキュリティの確保について検討し、適切な仕組みをアプリケーションに組み込むことが望ましい（例：業界標準の暗号化技術の使用、最小権限、セキュアコーディング 等）。	望ましい事項
191	● アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて使用する情報収集モジュールについて、セキュリティの確保の観点から内容を確認することが望ましい。	望ましい事項
192	【脆弱性があるアプリケーションへの対応等】	
193	● アプリケーション提供者は、アプリケーションに係る脆弱性情報を継続して収集するとともに、アプリケーション内に発見された脆弱性について適切かつ迅速に報告を受けられるよう、脆弱性情報の窓口・連絡先を設置するなど必要な体制の整備に努める。	望ましい事項
194	● アプリケーション提供者は、アプリケーションを提供する際にはセキュリティの確保に影響を与える脆弱性が含まれないようにあらかじめ確認するとともに、セキュリティの確保に影響を与える脆弱性が発見された場合には、アプリケーションのアップデートを適切かつ迅速に提供するなど、必要な対応を取ることが望ましい。	望ましい事項
195	● アプリケーション提供者は、提供するアプリケーションにおいて個人情報漏えい等のセキュリティインシデントが発覚した場合には、関係者に対して適切かつ迅速に周知するよう努める。	法令事項
196	1.4.1.2. 情報収集モジュール提供者	
197	● 情報収集モジュール提供者は、1.4.1.1を踏まえ、セキュリティの確保に取り組むものとする。その際、1.4.1.1の適用に当たっては、適宜、「アプリケーション提供者」を「情報収集モジュール提供者」と、「アプリケーション」を「情報収集モジュール」と読み替えるものとする。	別途要検討(読み替え)
198	1.4.2. アプリストア運営事業者、OS提供事業者	
199	● セキュリティの確保の観点から、アプリストア運営事業者は、次に掲げる取組を進めることが望ましい。	
200	【アプリストアとしての基本的対応】	
201	① アプリストア内で提供されるアプリが満たすべきセキュリティ要件を示し、当該要件を満たしているかを審査する（例：業界標準の暗号化技術の使用、最小権限、セキュアコーディング 等）	ベンチマーク事項
202	② アプリストア内で提供されるアプリケーションについて、利用者情報が保存・処理される法域、利用者情報へのアクセスが許可される者の範囲、利用者情報へアクセスする目的、アップデートの最終更新日等の情報を公開し、利用者が購入及びダウンロードする前に確認可能な場を設ける	望ましい事項
203	【脆弱性があるアプリケーションへの対応】	
204	③ アプリストア内で提供されるアプリケーションが、脆弱性報告のための窓口を有し、かつ、アプリケーション提供者が適切なタイミングで脆弱性を開示するための手続を有していることを確認する	ベンチマーク事項
205	④ アプリケーション提供者からアップデートが提出された場合には、利用者に対してアプリケーションが最新版にアップデートされるよう促すなど、必要な対応を取る	望ましい事項
206	⑤ アプリケーションが長期間アップデートされない場合には、アプリケーション提供者にアプリのサポート状況を確認する	望ましい事項
207	【不正なアプリケーションへの対応】	
208	⑥ アプリストアにおいて、利用者等が不正なアプリケーションを報告できるよう報告窓口を設置する	望ましい事項
209	⑦ 不正なアプリを発見した場合には、速やかに当該アプリを削除するとともに、当該アプリケーションを作成したアプリケーション提供者が開発した他のアプリケーションについても調査を行う	望ましい事項
210	【アプリケーション削除・掲載拒否時の対応】	
211	⑧ アプリケーションの掲載を拒否する場合には、その理由について、アプリケーション提供者に対して適切なフィードバックを行う	法令事項
212	● OS 提供事業者は、利用者のためにセキュリティやプライバシーを保護するため、アプリストアが上記の取組を実施することを奨励するとともに、必要な措置を講じることが望ましい。	望ましい事項